

議案第 80 号

松阪市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部
改正について

松阪市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（平成 27 年
松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部
を改正する条例

松阪市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（平成 27 年
松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（指定居宅
サービス事業者等（法第 22 条第 3 項に規定する指定居宅サービス事業者等をい
う。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第 1 号被保
険者若しくは第 2 号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ず
る団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等
のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以
下同じ。）が、第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案し
て必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤
務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除
することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算
する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2
項中「前項」を「第 1 項」に改め、「（指定居宅サービス事業者等（法第 22 条第 3
項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表
者、居宅サービス等の利用者又は第 1 号被保険者若しくは第 2 号被保険者の代表者、
地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、
医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当
と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第 3 項
とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援セン
ターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担
当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おお
むね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該

複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正)

- 2 松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第2条第2項」を「第2条第1項」に改める。